

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

緊急事態措置の解除と今後の対応について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県では、7月下旬以降急速に感染状況が悪化し、これまでに経験したことのない爆発的な感染拡大が続き、8月2日からまん延防止等重点措置、8月20日からは緊急事態措置を実施し、県民及び事業者の皆様には厳しい要請を行ってきました。その結果、新規陽性者数や病床使用率などの指標は大幅に改善しております。

このような本県の状況等について、国と情報共有し、協議を進めてきたところ、政府対策本部は、本県について、9月30日をもって緊急事態措置を実施すべき区域から解除し、まん延防止等重点措置には移行しないことを決定しました。

一方で、感染収束時には、これまでの努力を無にしないためにも慎重に歩を進めていくことが重要であるため、緊急事態措置解除後の対策については、段階的に緩和し、10月1日以降も飲食店への営業時間短縮要請等の必要な措置を継続することとしました。

大学等におかれましては、文部科学省の通知を御参照いただき、引き続き、学生の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

緊急事態措置の解除と今後の対応について

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 津田
T E L：092-643-3127
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp